

熊本県指定寄付金一覧(包括指定)

包括指定の根拠		控除対象寄付金の受領者	包括指定寄付金の受領者	備考
県税条例	所得税法等			
第30条第1項第1号	第78条第2項第2号	財務大臣指定寄付金(包括指定)	国立大学法人熊本大学	大学の設置・運営の業務等に充てられるものに限る。
			公立大学法人熊本県立大学	大学の設置・運営の業務等に充てられるものに限る。
		財務大臣指定寄付金(個別指定)	—	
第30条第1項第2号	第78条第2項第3号	令第217条第1号	独立行政法人	県内に主たる事務所のある地方行政法人
		令第217条第1号の2	地方独立行政法人	県内に主たる事務所のある地方独立行政法人
		令第217条第2号	特殊法人等(自動車安全運転センター等)	県内に主たる事務所のある特殊法人
		令第217条第3号	公益社団法人、公益財団法人	県内に主たる事務所のある公益社団法人、公益財団法人
		令第217条第4号	学校法人	県内に主たる事務所のある各学校法人
		令第217条第5号	社会福祉法人	県内に主たる事務所のある各社会福祉法人
		令第217条第6号	更生保護法人	更生保護法人熊本県更生保護協会
第30条第1項第3号	租税特別措置法第41条の18の2第1項の規定により「特定寄付金」とみなされるもの	都道府県知事・指定都市市長の認定を受けたNPO法人	—	当該法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連するものに限る。ただし、その寄付した者に特別の利益が及ぶと認められるものは除く。